

## マイクロン正規販売業者購買約款

Micron Semiconductor Products, Inc.の一部門、および  
Crucial®およびBallistix®ブランド製品のメーカーであるMicron Consumer Products Group(以下「マイクロン」とする)は、これらのマイクロン正規販売業者購買約款(以下「約款」とする)を実行し、これを米国内のマイクロン製品(以下「製品」とする)の販売業者に適用します。マイクロンまたはCrucial.comから製品を小売販売用に購入することで、お客様(以下「販売業者」、「お客様」あるいは「お客様の」とする)は次の約款に従うことに同意するものとみなします。これらの約款をよくお読みください。マイクロンの単独かつ絶対的な裁量により、そのようなステータスがマイクロンによって取り消されない限り、販売業者は本約款において「正規販売業者」とみなされます。

1. **注文書および製品。**販売業者が発行した製品の注文書(以下「注文書」とする)は、マイクロンのその時点での製品の注文、出荷、返品の手順に従って処理されるものとします。これは、マイクロン単独の絶対的な裁量によりいつでも修正される場合があります。マイクロンは、理由のいかんを問わず、注文書の全部または一部を拒否する権利を留保します。マイクロンは、いつでもその単独の絶対的な裁量で、義務、責任または販売業者への事前の通知なしに、製品の販売を中止、または製品の製造を制限し、製品の配送を終了または制限し、製品の設計または構成を変更し、製品ラインへの新規および追加製品を追加、または製品ラインからの既存の製品を削除する権利を留保します。

2. **販売方法。**販売業者は、ここに記載されている方法でのみ製品を販売するものとします。それ以外の方法で販売された場合、法律で許可されている場合は常に、マイクロンの製品保証に基づく補償など、特定のサービスおよび特典の対象にならない場合があります。

(a) **認定された顧客。**販売業者は、製品のエンドユーザーのみに製品を販売するものとします。販売業者は、個人が個人的に使用する目的で個人が通常購入する量を超える量の製品をいかなる者にも販売してはなりません。

販売業者は、マイクロンの事前の書面による同意なしに、再販のために製品を販売または譲渡してはなりません。これには、B2Bの取引業者、卸売業者、他の販売業者への運送業者/荷送人、または販売業者が製品を再販する意図を知っている、または知る理由がある人への販売が含まれます。

(b) **販売の地理的位置。**販売業者は、マイクロンからの事前の書面による同意なしに、アメリカ合衆国以外の顧客に製品を販売、出荷、または請求をしてはなりません。また、米国外に製品を出荷する意図を知っている、または知る理由がある者に対して製品を販売、出荷、または請求をしないものとします。

(c) **オンライン販売。**販売業者は、許可されたウェブサイトを通じてインターネット上で製品をマーケティングまたは販売することが許可されています。「許可されたウェブサイト」は、(i)販売業者の正式名で販売業者によって運営されるウェブサイト、(ii)販売業者の正式な名称、郵送先住所、電話番号、およびEメールアドレスを明確に記載するウェブサイトであり、(iii)マイクロンまたはサードパーティによって運営されているように見えない(iv)マイクロンまたはマイクロン製品名が所有またはライセンスを取得した商標、あるいはマイクロンまたはマイクロン製品名が所有またはライセンスを取得した商標の間違ったつづりを、ドメイン名(最上位ドメインまたはサブドメインを含む)に含まないウェブサイトのことをいいます。販売業者は、顧客へのすべての履行に責任を負い、アメリカ合衆国以外の顧客に製品を出荷してはなりません。販売業者は、マイクロンが提供するか、マイクロンが書面で承認した製品の写真と画像のみを使用し、マイクロンが販売業者に隨時提供するガイドラインにて要求される方法で製品と製品の説明を提示するものとします。販売業者によるマイクロンIPの使用(以下で定義)は、マイクロンが提供するガイドラインに準拠するものとし、サイズ、配置、その他の使用方法に関して商業的に合理的でなければなりません。以下の著作権帰属は、マイクロンのグラフィック素材が表示される販売業者の許可されたウェブサイトのページに表示する必要があり、販売業者はそれを毎年更新するか、マイクロンの指示

に従って都度更新する必要があります。マイクロンのロゴ、テキスト、グラフィック、および写真画像はMicron Technology, Inc.の所有物であり、許可を得て使用しています。Copyright © 2017. マイクロンは、いつでも単独の裁量で、許可されたウェブサイトで販売業者が製品を販売することの承認を終了する権利を留保します。販売業者は、そのような終了の通知があった場合、許可されたウェブサイトでのそのようなマーケティングおよび販売をすべて中止しなければなりません。許可されたウェブサイトでの販売以外に、販売業者は、マイクロンからの事前の書面による同意なしに、Amazon、eBay、Jet、楽天、ウォルマートマーケットプレイス、シアーズマーケットプレイスなどのサードパーティの市場ウェブサイトを含む、しかしこれに限定されない、公にアクセス可能なウェブサイト上で、またはそれを介して製品をマーケティングまたは販売してはなりません。書面による同意は、マイクロンによるサードパーティマーケットプレイス正規オンライン販売者契約の実行を通じてのみ付与されます。マイクロンによるサードパーティマーケットプレイス正規オンライン販売者契約の実行は、一般にアクセス可能なウェブサイト上で製品をオンライン販売することに同意する唯一の手段です。マイクロンの従業員または代理人が、口頭での言及、その他の書面による同意、またはその他のいかなる手段によっても、オンライン販売を許可することはできません。

(d) **営業販売方法および在庫。**販売業者は、マイクロンの販売プログラムをサポートし、承認された顧客に対して製品の広告、宣伝、マーケティング、販売を行い、必要に応じて最小販売契約を満たすか上回るよう最大限の努力を払うものとします。販売業者は、マイクロン製品または他の製品の販売に従事しているかどうかにかかわらず、常に合理的かつ倫理的な方法で事業を実施し、不正、誤解を招く、または非倫理的な慣行または広告に一切関与せず、マイクロンが明示または許可した以外に、製品の保証または提示を行わないものとします。販売業者は、製品の広告、販売、マーケティングに関連するすべての適用法、規則、規制、および方針を遵守するものとします。さらに、販売業者は、顧客のニーズを満たし、顧客への製品の迅速かつ効率的な配送を提供するのに十分な製品の在庫を保有するものとします。

(e) **製品およびパッケージの変更の禁止。**販売業者は、元々の帯電防止パッケージで製品を販売するものとします。再ラベル付け、再包装(セット製品の分離または製品のセット化を含む)、およびその他の変更は許可されません。製品またはパッケージのシリアル番号、UPCコード、または他の識別情報を改ざん、書き換え、またはその他の方法で変更することは禁止されています。販売業者は、製品上のまたは製品に付随するラベルまたは文献の内容を削除、翻訳、または変更してはなりません。販売業者は、マイクロン以外の製品がマイクロンによって作成、承認、または関連付けられているという印象を与えるような方法で、マイクロン以外の製品をマイクロン製品とともに宣伝、販売、表示、または実演してはなりません。

(f) **カスタマーサービス。**販売業者とその営業担当者は、販売されているすべての製品の特殊な機能に精通し、製品の選択と安全な使用、および適用される保証または返品条件についてエンドユーザーの顧客に助言するために十分な製品知識を取得する必要があります。販売業者は、製品の販売前と販売後の両方で顧客の質問や懸念に対応できるようにし、顧客からの問い合わせに迅速に対応するよう努めなければなりません。販売業者および販売業者の代理人は、専門家として製品を提示し、マイクロンの評判を損なうような、または害を及ぼす可能性のある行為を控えなければなりません。販売業者は、このような事柄の調査または評価においてマイクロンと密に協力することに同意します。

### 3. **製品の手入れと品質管理。**販売業者は、ここに記載されている方法で製品の手入れを行います。

(a) **製品の保管と取り扱い。**販売業者は、製品の保管と取り扱いに十分な注意を払い、直射日光や極端に高温となる場所や湿気を避け、涼しい乾燥した場所に保管し、マイクロンが隨時指定する追加の保管ガイドラインに従ってください。

(b) **製品の検査。**販売業者は、製品の受領後は速やかに、製品の損傷、欠陥、またはその他の不適合(以下「欠陥」と総称)を検査するものとする。どのような欠陥が特定された場合でも、販売業者は販売のため

にその製品を提供してはならず、直ちにその欠陥をマイクロンRMAUS@MICRON.COMまで報告する必要があります。その際は、出荷貨物、発注番号、および欠陥の正確な内容を指定してください。

(c) **リコールおよび消費者の安全。**

製品のエンドユーザーの安全と健康を確保するために、販売業者は製品のリコールまたはその他の消費者安全情報の普及努力に関してマイクロンと協力するものとします。

**4. 保証。**

製品に付属する文書の保証の章、またはマイクロンが提供する製品保証を掲載する(隨時効力を有するマイクロンのウェブサイトを含む)製品資料に明示的に規定されている場合(「保証書」)を除き、すべてのマイクロン製品は「現状のまま」で販売されており、マイクロンは製品に関するいかなる性質または種類の表明または保証も行いません。マイクロンは、商品性または特定の目的への適合性の默示的な保証を無制限に含む、明示的または默示的な他のすべての保証、および法律の運用、取引の進行、その他の取引慣習に起因するその他のすべての保証を否認します。マイクロンの唯一の義務および保証に関する責任は、保証書に記載されているとおり、関連する製品をマイクロンの費用で修理または交換するか、あるいは購入価格分のクレジットまたは払い戻しを提供するかであり、それらはマイクロンの自由裁量により行われるものとします。

**5. 重要なコンポーネントおよび重要なアプリケーション。**販売業者は、生命維持装置またはそのシステム、またはその他の重要なアプリケーションでの製品の使用に関するすべての責任を受け入れます。本製品は、MICRON TECHNOLOGY, Inc.の最高経営責任者の書面による明示的な承認なしに、(A)生命維持装置またはシステムの重要な部品としての使用、または(B)他の重要なアプリケーションでの使用を許可されていません。生命維持装置またはそのシステムとは、生命を支える、または維持することを意図したもので、それらが実行できなかった際に、ユーザーが被害を負うことが合理的に予想されるものです。重要なコンポーネントとは、その実行の失敗が、生命維持装置またはそのシステムの障害を引き起こしたり、その安全性または有効性に影響を及ぼすと合理的に予想される部品のことです。重要なアプリケーションとは、マイクロンのコンポーネントの不具合が、直接または間接的に死亡、人身傷害、または重大な財産または環境の損害を招く可能性があるアプリケーションのことをいいます。販売業者は、すべての半導体製品には、使用、条件、その他の状況によって変化する可能性のある故障率があることを認めています。販売業者またはその顧客が、そのような重要なアプリケーションのために、生命維持装置またはシステムの重要なコンポーネントとしてマイクロンの部品を購入、使用、または販売する場合、販売業者はマイクロンまたはその子会社、下請業者、または関連会社がマイクロン製品の設計、製造、またはその警告に不注意であったかどうかにかかわらず、マイクロンとその子会社、下請業者、関連会社、および各社の取締役、役員、従業員を保護し、以上をそのような重要なアプリケーションから直接的または間接的に生じる製品の賠償責任、人身傷害、あるいは死亡によるいかなる請求、費用、損害、および経費および合理的な弁護士費用から免責するものとします。

**6. 知的財産。**

販売業者には、本約款に記載されている製品のマーケティングおよび販売のみを目的として、マイクロン、Crucial、Ballistixのブランド、名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、著作権、および製品に関連するその他の知的財産(「マイクロンIP」)を使用するための限定的、非独占的、譲渡不能、取り消し可能なライセンスが付与されます。このライセンスは、正規販売業者としてのステータスが終了すると終了します。マイクロンはその単独の裁量で、販売業者によるマイクロンIPの使用または意図された使用をいつでも制限なく確認および承認する権利を留保します。

**7. 契約の終了。**販売業者が約款のいずれかに違反した場合、マイクロンは他の実行可能なすべての救済策に加えて、契約を直ちに終了する権利を留保します。契約が終了するにあたり、販売業者は直ちに正規販売業者としての地位を失い、(i)製品の販売、(ii)販売業者がマイクロン製品の正規販売業者であるか、マイクロンと提携しているという印象を合理的に与えるような方法での活動、ならびに(iii)すべてのマイクロンIPの使用を直ちに中止するものとします。

8. **補償。**本約款に別段の定めがある場合を除き、販売業者はマイクロンおよびその取締役、役員、従業員、株主、パートナー、弁護士、監査人、会計士、代理人、顧問、およびその他のすべての代表者、上記のいずれかの相続人、執行者、後継者および譲受人のそれぞれを、(a)販売業者による約款の条項、合意または条件に対する違反あるいは不履行、または(b)販売業者またはその役員、従業員、代理人または請負業者の過失または故意の不正行為に起因する、生じる、またはそれらに関連して発生するあらゆる種類の既知または未知の、あらゆる損失、賠償、義務、行動、行動の原因、訴訟、債務、料金、金銭の合計、口座、請求、債券、手形、契約条項、契約、論争、合意、約束、相違、不法侵害、損害、判決、執行、請求、および法律、海事裁判、または正当な権利上のいかなる要求に対してからも補償、擁護、保護し、免責とするものとします。

9. **責任の制限。**マイクロンは、特別で間接的、偶発的、懲罰的、または結果的な損害、販売損失あるいは利益の損失が発生した場合、いかなる販売業者に対する責任をも負わないものとします。単一の事象または一連の関連する事象から発生した請求において、マイクロンの製品または作為又は不作為により生じたいかなる損害に対しても、マイクロンの債務総額またはサードパーティの債務総額は、損害の原因に先立つ6か月間、販売業者がマイクロンに支払う総額を超えることはない、とします。このセクションの責任の制限は、損失または損害がどのように生じたか、またその責任の理論にも関係なく、そして契約、契約違反、パフォーマンスの遅延、不法行為(過失を含むが、これに限定されない)から生じたかどうか、またそうでなければ、そのような損失が予見可能か否か、当事者の熟考がなされたか、およびここで提供される限定的な救済措置が本質的な目的を果たし損ねたかどうかにかかわらず、適用されるものとします。

10. **差止命令による救済の利用可能性。**拘束力のある仲裁条項を含め、本契約にこれと異なる定めがあつても、セクション2(販売方法)、3(製品の手入れと品質管理)、6(知的財産)、または7(契約の終了)において違反または脅迫的違反がある場合、マイクロンが法的に金銭やその他の損害に対して適切な救済策を持たないことに同意し、またそのことを理解したものとします。したがって、マイクロンは差止命令による救済およびその他の衡平法上の救済を受ける権利を有します。

ただし、本約款における特定の救済策の仕様は、本約款の違反または脅迫的違反の場合に他の救済策の放棄または禁止として解釈されるものではありません。マイクロンが本約款の権利を行使すること、または本約款の販売業者の義務を販売業者が完全に遵守することの主張の失敗、拒否、怠慢、遅延、放棄、差し控え、または不作為は、本約款の条項の放棄を構成するものではなく、また、いずれかのまたはすべての条項および一部をマイクロンが実行する権利を制限するものではありません。

11. **監査。**マイクロンは、販売業者の施設の検査や製品に関する記録を含むがこれに限定されない約款の遵守について、販売業者の活動を監査および監視の両方またはそのいずれかを実施する権利を留保します。

12. **雑則。**

(a) **変更。**マイクロンは、販売業者への書面または電子通知により、本約款を更新、修正、または変更する権利を留保します。この通知には、マイクロンのウェブサイト上の更新、修正、または変更の掲載が含まれます。別段の規定がない限り、これらの修正は直ちに有効になり、販売業者による継続的な使用、広告、発売、製品の販売、マイクロンIPの使用、または本約款に基づいてマイクロンが販売業者に提供するその他の情報または資料の使用は、販売業者による修正の承認とみなされます。

(b) **権利放棄。**本約款の条項の違反に対する権利放棄は、本約款の同一またはその他の条項の事前、同時、または事後の違反に対する権利放棄を構成するものではなく、また取引の過程を構成するものでもありません。書面による場合を除き、権利放棄は有効ではありません。

(c) **販売業者の連絡先情報。**販売業者は、会社情報を正確かつ最新に維持し、電話番号、郵送先住所、またはEメールアドレスの変更があれば、マイクロンに速やかに通知することに同意します。

(d) **不可抗力。**マイクロンは、マイクロンの制御がおよばない偶発事象の発生によって全体的または部分的に引き起こされた、またはそうでなければ実質的に関連のある配送またはその他の遂行上の遅延に関する本約款の違反または販売業者に対する責任を負わないと見なされるものとします。偶発事象には、火災、洪水、テロの脅威またはその実質行為、暴動またはその他の社会不安、戦争、侵略、敵意、ストライキまたはその他の労働争議、禁輸または輸送の遅延、労働力不足、定期的な供給元からの合理的な価格での燃料、エネルギー、資材、物資または電力の確保不能、またはそれらの不足、マイクロンのサプライヤーの配送遅延または配送不能、不可抗力または公敵の影響、既存または将来の法律、連邦、州、地方自治体で適用される規制や行為、またはその他の商業上の実行不可能性を含みますが、これに限るものではありません。

(e) **可分性。**本約款のいずれかの条項が法律に反して保持されている場合であっても、残りの条項は有効なまま存続します。

(f) **存続。**以下の条項は、約款の終了後も有効なまま存続するものとします。セクション6(知的財産)、セクション8(補償)、セクション12(f)(存続)、セクション12(g)(準拠法)、セクション12(h)(陪審裁判の放棄)。

(g) **準拠法および裁判管轄。**本契約の条件およびその下で生じる紛争は、法の選択規則に関係なく、アイダホ州の法律に準拠して解釈され、施行されるものとします。本契約に基づく条件または履行に関して紛争が発生した場合、販売業者はアイダホ州エイダ郡の連邦裁判所または州裁判所の対人管轄権および裁判管轄に明示的に従うものとします。

(h) **陪審裁判の放棄。**適用法で許可される最大限の範囲において、当事者は、本約款により、(契約、不法行為、またはその他に基づくものにかかわらず)本契約または本約款により検討される取引のいずれか、あるいは本約款の交渉、管理、または執行における当事者の行動に起因または関連して、あらゆる行為、訴訟手続き、または反訴において、陪審裁判のすべての権利を取り消し不能かつ明示的に放棄するものとします。当事者は、かかる権利放棄がそこで放棄する権利と利益の性質を完全に熟知し理解した上で、選ばれた弁護士の助言の恩恵を受けてなされることを認めるものとします。